令和8年10月22日

埼玉県土地開発公社理事長　高橋厚夫

総 合 評 価 方 式 に 係 る 入 札 説 明 書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、下記により技術資料等を作成し、提出してください。技術資料等を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、当該入札に参加するためには、必ず埼玉県土地開発公社あて郵送（別紙「郵送・電子メールによる入札方法・くじの方法」参照。以下同じ。）により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「埼玉県土地開発公社総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

入札対象工事

(1)工 事 名 上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事

(2)工事場所 ふじみ野市上福岡一丁目6－2

(3)工事業種 解体工事業

2 総合評価に関する事項

(1)総合評価方式の型（ガイドライン P7 参照）

簡易型（評価項目選択型）

(2)採点方式（ガイドライン P8 参照）

自己採点方式

(3)評価値の算出方法（ガイドライン P50 参照）

除算方式

(4)見なし評価（ガイドライン P53 参照）

適用します。

(5)1／3失格基準（ガイドライン P53 参照）

適用しません。

(6)評価の方法

ア 落札候補者が提出した技術資料の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料(該当する様式及び添付資料)に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ 提出した「自己採点申請書」と落札候補者通知時に提出した「兼落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。

ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。

ケ 令和元年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日とします。

(7)不適正な事項に対する措置について(ガイドライン P52 参照)

ガイドラインのとおり。

(8)落札者(落札候補者)の決定方法(ガイドライン P54 参照)

ガイドラインのとおり。

(9)配置予定技術者の配置不可通知(ガイドライン P55 参照)

ガイドラインのとおり。

(10)技術資料の内容の不履行について(ガイドライン P58 参照)

ガイドラインのとおり。

(11)技術資料の虚偽記載について(ガイドライン P58 参照)

ガイドラインのとおり。

(12)不服の申出について(ガイドライン P58 参照)

ガイドラインのとおり。

3 技術資料等の提出

＜＜『自己採点申請書』の提出＞＞

(1)提出内容

ア すべての入札参加者が提出してください。

イ 「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」の電子データを書き込んだ「電子媒体(CD－R)」を別紙「郵送・電子メールによる入札方法・くじ方法」にある初回入札用封筒に同封して提出してください。

(2)自己採点申請書

ア 様式は「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。(日付入力不要、押印不要)

イ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。

なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱います。

ウ 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「自己採点申請書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(3)提出期限及び提出方法

応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を、原則として、埼玉県土地開発公社まで入札公告に示す入札書提出期間内に必着するよう郵送により提出してください。

＜＜『兼落札候補者用提出書』及び『技術資料』の提出＞＞

(1)提出者

落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

(2)提出内容

ア 提出書類は、次の(ア)～(イ)の電子データを電子メール又はファイル転送サービス(以下「電子メール等」という。)により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体(CD－R)」を郵送、信書便により提出してください。(別紙1参照)。

なお、やむを得ない理由で「電子データによる提出」ができない場合は、「紙媒体を郵送により提出」した場合も有効として扱います。

(ア)兼落札候補者用提出書

(イ)技術資料

イ 「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

・「工事名」

・「工事場所」

・「入札参加者名」

・「ウイルスチェックに関する情報(対策ソフト名とバージョン、チェック年月日)」

(3)兼落札候補者用提出書

ア 自己採点申請時に提出した「自己採点申請書」データに日付を入力し、「兼落札候補者用提出書」として提出してください。(押印不要)

イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書」の原本の評価項目、配点、自己採点の点数等は変更しないでください。

ウ 「兼落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「兼落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(4)技術資料

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。(「9 情報入手」参照)

(5)提出先

埼玉県土地開発公社 総務担当

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号

埼玉県浦和合同庁舎4階

TEL 048-829-2341

メールアドレス stk@sld.or.jp

(6)提出期限

落札候補者通知書に記載します。

4 ヒアリング

実施しません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、埼玉県土地開発公社ホームページに掲載し、対象者に郵送（簡易書留）にて通知します。

埼玉県土地開発公社ホームページに掲載した技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

6 評価状況に関する情報提供（ガイドライン P60 参照）

ガイドラインのとおり。

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出

契約書を2部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

(1)技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(2)提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。

(3)提出された技術資料は、返却いたしません。

(4)技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。

(5)提出された「電子データ」については、受付担当課所（発注課所）が確認を行い、何らかの原因で読み込み不可能な場合や必要な電子データの一部が不鮮明な場合などは、再提出を求める場合があります（その際の再提出方法は、発注課所の指示に従ってください。）。

再提出を求めた期限までに再提出されない場合は、評価項目の全部又は一部を評価しません。

(6)提出する「電子データ」は、提出日直近の最新バージョンで、必ず「ウイルスチェック」を行ってください。

(7)提出された「電子媒体」に書き込みの形跡がない場合など、不誠実であるときは失格とする場合があります。

(8)「電子データ」の各ファイル名は、別紙1を参照してください。

なお、電子メール等で提出する場合は、それぞれのファイルを ZIP 形式で1つにまとめてください。ファイル名は、「【兼落札候補者用提出書等】○○建設＜上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事＞.zip」としてください。

(9)やむを得ない理由で「電子データ」ではなく「紙媒体」により提出する場合は、A4判としてください。「落札候補者用提出書（押印不要）」を1頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：1/○○～○○/○○）を表示してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等 はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

(10)「電子データ」と「紙媒体」による資料の両方が同時に提出された場合には、「電子データ」による提出資料により評価します。各種「電子データ」と「紙媒体」による資料のうち複数種が別々に提出された場合には、先に収受した提出資料により評価します。

9 情報入手

(1)提出書類の様式及びガイドライン等は、適宜変更することがありますので、県建設管理課の総合評価方式トップページ「【工事】ガイドライン・様式集等」でガイドラインのバージョンを確認の上、適切な様式を使用してください。
(https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html)

(2)技術資料の作成に当たっては「技術資料作成の手引き」を参照してください。
(https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html)

(3)その他の入札・契約事務関係については、総務部入札課のホームページ「入札・契約事務関係例規集(建設工事等)」を参照してください。
(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html)

10 評価基準及び提出資料

次表に挙げる①～②は必ず提出してください。

<table>
<tr><td rowspan="3">①
社
名
情
報</td><td colspan="2">平成31年4月1日以降において、社名変更、会社の合併、分社の有無を記入してください。有りの場合、必要事項を記入してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td>1 様式(社名情報)</td></tr>
<tr><td>2 添付資料 社名変更、会社の合併、分社の有りが確認できる書類(登記簿の写しなど)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②
配
置
予
定
技
術
者</td><td colspan="2">当該工事に配置を予定している技術者(3名まで)について記入してください。
この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。
なお、JVで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td>1 様式(配置予定技術者)</td></tr>
<tr><td>2 添付資料 なし</td></tr>
</table>

ア 企業の技術能力

ア(ア)工事成績評定【 ／2.0 点】 対象業種(解体工事業)

評価基準・配点	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 82.0 点以上。	2.0 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 81.6 点以上 82.0 点未満。	1.9 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 81.2 点以上 81.6 点未満。	1.8 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 80.8 点以上 81.2 点未満。	1.7 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 80.4 点以上 80.8 点未満。	1.6 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 80.0 点以上 80.4 点未満	1.5 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 79.6 点以上 80.0 点未満。	1.4 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 79.2 点以上 79.6 点未満。	1.3 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 78.8 点以上 79.2 点未満。	1.2 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 78.4 点以上 78.8 点未満。	1.1 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 78.0 点以上 78.4 点未満。	1.0 点
	上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	0 点
提出資料	1 様式ア(ア) 注1)自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事　工事成績評定等一覧」で確認してください。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html) 注2)評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注3)JV(経常・特定)の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注4)工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、 小数点第2位以下を切り捨てて評価します。	

	添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類(特定建設工事共同業体協定書など)。 ② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事　工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成 検査結果及び工事成績評定結果について(通知)」等の写し工事実績情報等対象工事が完成したことが分かる通知書等の写し。

イ 企業の社会的貢献度

イ(ア)災害防止活動等の協定【 ／1.0 点】

評価基準・配点	県機関等と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	川越県土整備事務所①・②管内に本店又は主たる営業所を置いている。	1.0 点
	上記に該当しない。		0 点
提出資料	1 様式イ(ア) 注1)入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は市町村との協定(協力体制)は評価対象としません。 注2)JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、入札公告日時点において、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書(経営事項審査用の防災協定締結証明書等)の写し。ただし、令和6年度以降に発行されたもの。 注1)上記証明書以外は加点の対象としません。 注2)審査基準日および証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを併せて添付してください。 ② 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書(登録証等を含む)の写し。		

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ(ア)工事成績評定【 ／2.0 点】

評価基準・配点	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 82.0 点以上。	2.0 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 81.6 点以上 82.0 点未満。	1.9 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 81.2 点以上 81.6 点未満。	1.8 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 80.8 点以上 81.2 点未満。	1.7 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 80.4 点以上 80.8 点未満。	1.6 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 80.0 点以上 80.4 点未満	1.5 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 79.6 点以上 80.0 点未満。	1.4 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 79.2 点以上 79.6 点未満。	1.3 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 78.8 点以上 79.2 点未満。	1.2 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 78.4 点以上 78.8 点未満。	1.1 点
	県発注工事の令和3年度から令和7年度の平均点が 78.0 点以上 78.4 点未満。	1.0 点
	上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	0 点

提出資料	1 様式ウ(ア) 注1)JV(経常・特定)の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注2)配置予定技術者が全ての業種(29業種)において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。 注3)配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ①元請の主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)として工事完成時に従事していた工事 ②現場代理人として全工期(準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く)にわたって従事した工事 注4)過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注5)工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価します。 注6)評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注7)自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html)
	2添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類(特定建設工事共同企業体協定書など。)。 ② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について(通知)」等の写し。 ③ 現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には「コリンズ竣工登録」の写し(契約データ、工事データ、技術者データ)、及び「竣工時の工事工程表」の写し。

カ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

カ(ア)入札契約に関する不当な強要行為等【 ／-1.0～-6.0 点】

評価基準・配点	令和7年度～公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0～-6.0点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式カ(ア)～(ウ)	
	2 添付資料 なし	

カ(イ)総合評価の不履行【 ／-1.0 点】

評価基準・配点	令和7年度～公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。(下記の場合を除く)	-1.0点
	令和7年度～公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを 確認」との通知を受けた。	-0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
提出資料	1 様式カ(ア)～(ウ)	
	2 添付資料 なし	

カ(ウ)　カ(ア)カ(イ)に該当しない入札参加停止措置【　／-1.0 点】

評価基準・配点	カ(ア)カ(イ)に該当せず、令和7年度～公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式カ(ア)～(ウ)	
	2 添付資料 なし	

カ(ア)～(ウ)注意事項

注1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。

注2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算します。

注3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日(期間の始まりの日)で判断します。

注4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の(A)～(F)の行為のことをいいます。

(A)入札契約に関する不当な強要行為
(B)過積載による法令違反
(C)ディーゼル不適合車の使用による法令違反
(D)不正軽油の使用による法令違反
(E)死亡事故
(F)暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

注5 評価項目カ(ア)「入札契約に関する不当な強要行為等」については注4の(A)～(F)の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点(-1.0 点)を乗じた点数の合計を減点します(最大:-6.0 点)。

((A)～(F)の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。)

注6 評価項目カ(イ)「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算します。

ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。

なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点します。

注7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P25「配置技術者の途中交代について」のとおりです。

注8 評価項目カ(ウ)の「カ(ア)、カ(イ)に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しません。

キ　企業の技術能力

キ(エ)登録基幹技能者の配置【　／0.5 点】

評価基準・配点	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者(元請人の主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)を除く。)として、登録解体基幹技能者を配置する。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式キ(エ) 注1)JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注2)公告日時点において、建設業法施行規則第18条の6の規定により登録された「登録証」に記載されている「登録基幹技能者講習の種目」にある登録機関技能者を評価対象とします。	
	2 添付資料 なし	

ク 配置予定技術者の技術能力

ク(エ)保有する資格【　／1.0 点】

評価基準・配点	解体工事施工技士の資格を保有している。	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式ク(エ) 注1)入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注2)JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 (有効期限のない資格の場合) 「合格証明書」の写し。ただし、建設業法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの 期間は、指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。 (有効期限のある資格の場合) 有効期限が確認できる「資格者証」の写し。	

ケ 企業の地域精通度

ケ(ア)地理的条件【 ／1.0 点】

評価基準・配点	本店又は主たる営業所の所在地が川越県土整備事務所①・②管内である。	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	なし。 注1） JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	

コ 企業の社会的貢献度

コ(オ)カーボンニュートラルの取組【 ／0.5 点】

評価基準・配点	次のいずれかに該当する。 ① 国土交通省が認定した低炭素型建設機械またはGX建設機械を当該工事に使用する。 ② 当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式コ(オ) 注1） ①で評価対象となる建設機械は、国土交通省のホームページにて公表されている低炭素型建設機械およびGX建設機械とします。自社保有に限らず、リース及び下請け保有の建設機械の使用も可とします。 使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しません。 ・国土交通省のホームページ(地球温暖化対策) https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html ・低炭素型建設機械 https://www.mlit.go.jp/common/001466296.pdf ・GX建設機械 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001999209.pdf 注2） ②で対象となるバイオ燃料は軽油代替燃料であるB5軽油又はGTL軽油とし、使用可能な建設機械等において、使用する総燃料の半量以上を活用する場合に評価します。 使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しません。	
	2 添付資料 なし	

ス その他

ス(ア)県内下請の選定(割合設定しない場合)【　／1.0 点】

評価基準・配点	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を川越県土整備事務所①・②管内企業から1社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が川越県土整備事務所①・②管内であり、すべて自社で施工する。	1.0 点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
提出資料	1 様式ス(ア) 注1）下請負人とは、建設業許可を受け、かつ受注業者との直接契約のある1次下請人であり、2次下請以降は、評価の対象としません。 注2）「川越県土整備事務所①・②管内企業」とは、川越県土整備事務所①・②管内に建設業許可の本店又は主たる営業所を有する企業とします。	
	2 添付資料 なし	

別紙1

自己採点方式

『兼落札候補者用提出書』及び『技術資料』の
提出イメージ
＜＜落札候補者のみが提出＞＞

電子媒体（CD-R）

CD-R

EXCEL 兼落札候補者用提出書
EXCEL 共通提出資料・技術資料様式
PDF【添付資料】ア（イ）施工実績
PDF【添付資料】イ（ア）災害防止活動等の協定
PDF【添付資料】イ（イ）災害防止活動等の実績
PDF【添付資料】ウ（イ）施工経験
・
・
・

注１）添付資料のファイル名（全角）
⇒ 【添付資料】 ＋ 評価項目